

2025年5月14日

各 位

会社名 加賀電子株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 門 良一
(コード番号：8154 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員 管理本部長 石原 康広
TEL 03-5657-0111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年3月27日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2025年6月26日開催予定の第57回定時株主総会における承認を条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

これにともない、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月26日開催予定の第57回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社はこれまで、指名・報酬委員会の設置や委任型執行役員制度の導入など、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。監査等委員会設置会社に移行することにより、権限移譲を通じて意思決定の更なる迅速化をはかり、「経営に関する意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を促進し、それぞれの役割を明確化することで、取締役会機能および業務執行機能の強化を図ります。このように、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化により、加速する事業環境の変化のもと、引き続き当社グループの企業価値向上に努めてまいります。本変更は、移行にともない、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議においても、剰余金の配当等を行うことが可能となるよう規定を新設し、あわせて、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および第44条（中間配当）の規定を削除するものであります。本変更は剰余金配当の株主提案権を制限するものではありません。
- (3) その他、上記の各変更に伴う、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2025年6月26日（予定）

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、20名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 (条文省略) (新 設)</p> <p>2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会はその決議によって、会長執行役員、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員およびその他役付執行役員各若干名を選任することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員または任期の満了前に退任した取締役または監査等委員の補欠として選任された取締役または監査等委員の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会はその決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>会長執行役員、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員およびその他役付執行役員各若干名を選任することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり) (業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第33条 <u>監査役補欠者の選任決議は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役会の招集は、各監査役がこれにあたる。</u></p> <p>(決議)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数により行う。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(決議)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数により行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 41 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 43 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、毎年 9 月 30 日または 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 44 条 <u>当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 45 条 (条文省略)</p> <p>2. <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第 57 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上